



座間市マスコットキャラクター「ざまりん」

しゅうがくえんじょせいど  
**就学援助制度について(お知らせ)**  
 Financial Assistance for School Expenses Application

座間市では、お子さんが等しく勉強できるように経済的理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。この援助制度を希望される方は申請書をお子さんが在学する学校又は就学支援課へ提出してください。

**就学援助費は、毎年度の申請・審査が必要です。令和7年度に就学援助を受けていた方で令和8年度も引き続き就学援助を希望される場合も、申請が必要です。**

ENGLISH・やさしい日本語はこちら ⇒



## 1 対象者

市内の小学校及び中学校に在籍、または、座間市内に住所を有し、私立、国立、県立中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で、次の要件を満たしている方。

- ① 生活保護を受けている方(修学旅行実施学年のみ)
- ② 児童扶養手当を受けている方(「児童手当」・「特別児童扶養手当」は対象外です。)
- ③ 経済状態が生活保護世帯に準ずる程度と認められる方(2 援助を受けられる目安を参照)

## 2 援助を受けられる目安

例)下表の人数及び年齢だった場合のおおよその合計所得額です。

人数	構成(例) (令和8年4月1日現在の満年齢)	☆年間合計所得上限額 (賃貸:家賃6万円の場合)	☆年間合計所得上限額 (持ち家の場合)
2人	保護者30歳・子7歳	約264万円	約192万円
3人	保護者35歳・子9歳・5歳	約312万円	約240万円
4人	父43歳・母40歳・子13歳・10歳	約402万円	約330万円
5人	父38歳・母36歳 子11歳・8歳・4歳	約434万円	約362万円

審査に用いる金額は、所得金額です。収入が給与のみの場合は、下記「給与所得控除後の金額」となります。年間合計所得額は、お子さんと生計を一にする世帯全員の、令和7年中の所得等の合計額です。認定の結果は、人数、年齢及び家賃の有無等により異なります。

※18歳以下のお子さんが3人以上いる世帯は上記の年間合計所得上限額が加算されます。

※【参考】源泉徴収票における給与所得金額の確認

令和7年分 給与所得の源泉徴収票				
支払 を受ける者	住所 又は居所	(受給者番号)		
	座間市緑ヶ丘1-1-1	氏名	(フリガナ) ザマ タロウ	
		名	座間 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	3,500,000 円	2,370,000 円	1,140,000 円	61,500 円

この金額が所得です。

## 3 申請受付期間

	受付期間	認定月(※)
当初申請	令和8年4月6日(月)～5月8日(金)	4月分から
追加申請	令和8年5月9日(土)～令和9年2月26日(金)	申請月分から

※認定月によっては援助対象とならない経費もあるので、希望者は速やかに申請してください。

## 4 援助の内容

振込先:保護者又は学校長の指定する口座へ振込みます。

※援助の内容は令和7年度のものであり、変更されることがあります。

対象経費	対象者	年間交付額(限度額)		交付時期	
		小学校	中学校		
学用品費	1年生	1回 3,880円	計 11,630円	1回 7,580円	8月
		2回 3,875円		2回 7,575円	12月
		3回 3,875円		3回 7,575円	3月
学用品費・ 通学用品費	他 の 学 年	1回 4,640円	計 13,900円	1回 8,340円	8月
		2回 4,630円		2回 8,330円	12月
		3回 4,630円		3回 8,330円	3月
学校給食費	全学年	認定期間中負担なし すでに納付いただいた分は還付	実費(ミルク、選択式給食)	① ——— ② 8,12,3月	
新入学 学用品費	1年生	57,060円 ※入学準備金を受給していない方に限ります。	63,000円 ※入学準備金を受給していない方に限ります。	8月 (4月認定者)	
入学準備金 ★	6年生 未就学児	57,060円 ※未就学児(次年度小学校入学予定者)に支給 します。	63,000円 ※小学校6年時に支給します。	3月	
修学旅行費	①6年生 ②3年生 参加者	実費(限度額 22,690円)	実費(限度額 60,910円)	春実施 8月 秋実施12月	
校外活動費	参加者	1,600円	2,310円	12月、3月	
キャンプ等		実費(限度額 3,690円)	実費(限度額 6,210円)		
体育実技 用具費	該当者		実費(限度額 7,650円)	8,12,3月	
医療費	学校の定期健康診断で、次の疾病と診断され学校において治療の指示を受けた場合に医療券を発行(※アレルギー性・アトピー性の疾病は援助の対象外です。)トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有含む) ※別の手続きが必要です。詳しくは、担当へお問い合わせください。				

### ★ 入学準備金

市では、就学援助の認定を受けた保護者を対象に、入学準備金を令和9年3月末に支給します。

#### ① 小学校入学準備金について

##### 【支給対象】

令和9年2月1日時点において就学援助の認定を受け、令和9年4月に座間市立小学校、私立、国立小学校に入学予定の未就学児の保護者

- ・詳しい内容は、令和8年12月頃に送付する「就学通知書」に同封する書類をご覧ください。
- ・10 その他(注意事項)もご確認ください。

#### ② 中学校入学準備金について

##### 【支給対象】

令和9年3月1日時点において就学援助の認定を受け、令和9年4月に座間市立中学校、私立、国立中学校または神奈川県立中等教育学校(前期課程)に入学予定の小学6年生の保護者

- ・就学援助の認定を受けているが、転出等のため入学準備金受給対象にならない場合は、**辞退届**の提出が必要になります。
- ・辞退届は就学支援課窓口へ持参または郵送で提出してください。
- ・辞退届の様式は就学支援課窓口で配付またはホームページからダウンロードできます。
- ・10 その他(注意事項)もご確認ください。

## 5 申請方法

- ・紙の申請書での申請 ⇒ 下記 **6 提出書類**・**7 提出先** に従って申請してください。
- ・LINEでの申請 ⇒ 下記 **8 LINEで申請する場合** に従って申請してください。

## 6 提出書類

- ① 就学援助申請書(兼委任状・口座振込依頼書)  
※小学校・中学校それぞれにお子さんがいる場合は、小学校・中学校どちらかの学校に**1枚**のみ提出してください。
- ② 口座確認書類(振込先金融機関の通帳等で支店名・口座番号・名義がわかる部分のコピー)
- ③ 証明書類(下表1～5に該当する方はご提出ください。)

証明書類が必要な方	証明書類
1. 賃貸住宅に居住し、家賃の支払いをしている。	○民間住宅⇒契約書等のコピー ○公営住宅⇒決定通知書等のコピー ※契約者名、家賃額、最新の契約期間が記載されている必要があります。 添付されていない場合、認定基準には加算されません。 公営住宅の納付通知書は現年度のものをご提出ください。
2. 令和8年1月2日以降に座間市に転入した。	次のいずれか1つ(収入がある方全員の分が必要です。) ① 令和7年分確定申告書(控)又は市県民税申告書(控)のコピー ② 令和8年度課税(又は非課税)証明書のコピー ※令和8年1月1日現在、住民登録していた市区町村で、おおむね6月1日以降に発行されます。 ③ マイナンバー同意書(他市区町村の課税情報を閲覧) ※令和8年1月1日現在、住民登録していた市区町村が保有する課税情報を閲覧することについての同意書を提出すれば、①又は②の提出は不要です。同意書は就学支援課で配付しますので、事前にご連絡ください。
3. 単身赴任又は別居等で座間市外に住民登録をしている。	
4. 児童扶養手当を受給している。	児童扶養手当証書のコピー(※申請時に有効期限内であるもの) 「児童手当」・「特別児童扶養手当」は対象外です。
5. 令和7年分の所得について確定申告期限後に申告した。	令和7年分確定申告書(控)又は令和8年度市県民税申告書(控)のコピー

※審査は、お子さんと生計を一にする世帯全員の令和7年中の所得により審査します。そのため、同一世帯内に所得や扶養等の申告をしていない方がいる場合は、審査ができません。所得の有無にかかわらず、申請する前に税務署又は市役所市民税課で申告をお済ませください。

## 7 提出先

- ① お子さんが在学している小学校又は中学校(座間市立学校のみ)
- ② 座間市教育委員会 就学支援課窓口(市役所5階)
- ③ 郵送(5月8日(金)消印有効) **送付先:座間市教育委員 就学支援課**

## 8 LINEで申請する場合

右記QRコードを読み込み、表示されるアンケートに従ってご申請ください。

LINEの申請期間も令和8年4月6日(月)からです。

詳細は、**3 申請受付期間**を参照してください。

(先に座間市公式LINEアカウントの友達登録が必要です。)

LINEでも  
申請できます



## 9 援助の決定

援助の決定については、7月下旬までに郵送で通知する予定です。

## 10 その他(注意事項)

### ①同意・委任について

申請には以下の同意・委任が必要です。申請書は同意書・委任状を兼ねています。

- ・教育長が住民基本台帳及び課税資料を閲覧することについての同意
- ・教育長が公的扶助(児童扶養手当等)の受給状況を照会することについての同意
- ・就学援助費の受領及び返納に関する権限の、学校長または市長への委任

※就学援助が認定された場合、原則として保護者の口座に振り込みますが、必要に応じて学校長・市長が就学援助費の受領等を行うことがあります。

### ②申請内容に変更がある場合

申請内容に変更(氏名、世帯の構成、口座情報等)が生じた場合は、速やかに届出てください。届出がない場合は、援助ができなくなることがあります。

### ③申請書等の不備について

申請書及び添付書類に不備があった場合は、教育長が確認等を行うことがあります。

なお、規定する日までに不備の補正が行われなかった場合は、就学援助の申請を辞退したものと扱うことがあります。

### ④認定前・認定後の学校での集金について

就学援助は学校の集金を免除するものではありません。学校の集金は必ずお支払いください。何らかの事情でお支払いが出来ない場合は、学校にご相談ください。

### ⑤学用品費について

学用品費は、ノート、筆記用具や体操着などの学校で通常必要とするものを購入する費用として、定額で支給します。学校の教材費として集金される額とは異なります。

また、年度途中認定者は月割りで支給します。

### ⑥小学校給食費について

就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、前年度就学援助の対象だった方も、今年度の就学援助が認定されるまでの期間は給食費を納付していただきます。認定後、納付済の学校給食費は納付状況に応じて保護者へ還付します。2学期以降(または認定後)は原則お支払い不要となります。

### ⑦入学準備金について

●次のいずれかに該当したときには、入学準備金を返還していただきます。

- ・入学準備金受給後から小・中学校へ入学する前に座間市外へ転出した場合
- ・令和9年4月に座間市立小・中学校、神奈川県立中等教育学校(前期課程)、国立または私立小・中学校に入学しなかった場合

●小学6年生、未就学児(年長)で受給できる入学準備金と小・中学1年生で受給できる新入学学用品費を重複して受給することはできません。

●他市区町村で既に入学準備金(入学準備金に準ずるものを含む)を受給している場合は支給対象外です。

《問い合わせ・送付先》(切手を貼って郵送してください。)

〒 252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会 就学支援課 行

電話 046-252-8739